

法人税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百十二号）新旧対照表

改正後

（一般寄附金の損金算入限度額）

第七十三条 省 略

2 前項各号に規定する所得の金額は、次に掲げる規定を適用しないで計算した場合における所得の金額とする。

一 十五 省 略

十六 租税特別措置法第五十九条の三第一項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）

十七 二十 七 省 略

三 六 省 略

（損益通算）

第三百三十一条の七 省 略

2 法第六十四条の五第八項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 八 省 略

九 租税特別措置法施行令第三十五条の三第十二項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）

十 省 略

（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）

第四百二十二条の二 省 略

二・三 省 略

4 第二項各号に規定する調整所得金額とは、第七十三条第二項第一号及び第三号から第二十七号まで（一般寄附金の損金算入限度額）に掲げる規定並びに法第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第三十七条（寄附金の損金不算入）、第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）及び第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）並びに租税特別措置法第六十六条の四第三項（国外関連

改正前

（一般寄附金の損金算入限度額）

第七十三条 同 上

2 同 上

一 十五 同 上

十六 二十 六 同 上

三 六 同 上

（損益通算）

第三百三十一条の七 同 上

2 同 上

一 八 同 上

九 同 上

（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）

第四百二十二条の二 同 上

二・三 同 上

4 第二項各号に規定する調整所得金額とは、第七十三条第二項第一号及び第三号から第二十六号まで（一般寄附金の損金算入限度額）に掲げる規定並びに法第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第三十七条（寄附金の損金不算入）、第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）及び第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）並びに租税特別措置法第六十六条の四第三項（国外関連

者との取引に係る課税の特例）、第六十六条の八第一項、第三項、第七項及び第九項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第六項及び第八項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定を適用しないで計算した場合における所得の金額に外国法人税の額（損金経理をしたものに限るものとし、第七項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）を加算した金額をいう。

5 8 省 略

（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）

第百九十五条 省 略

2 省 略

3 前項各号に規定する調整所得金額とは、第七十三条第二項第十四号、第十六号、第十九号及び第二十三号（一般寄附金の損金算入限度額）に掲げる規定並びに法第四百二十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により準じて計算する法第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第三十七条（寄附金の損金不算入）、第五十七条（欠損金の繰越し）、第五十九条（会社更生等により債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）、第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）並びに第六十二条の五第二項及び第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定、法第四百二十二条の二の二（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）、第四百四十二条の六（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）及び第四百四十二条の六の二（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の損金不算入）の規定並びに租税特別措置法第六十六条の四第三項（国外関連者との取引に係る課税の特例）及び第六十六条の四の三第三項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）の規定を適用しないで計算した場合における法第四百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額に外国法人税の額（損金経理をしたものに限る。）を加算した金額をいう。

4 5 省 略

附 則

者との取引に係る課税の特例）、第六十六条の八第一項、第三項、第七項及び第九項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第六項及び第八項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定を適用しないで計算した場合における所得の金額に外国法人税の額（損金経理をしたものに限るものとし、第七項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）を加算した金額をいう。

5 8 同 上

（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）

第百九十五条 同 上

2 同 上

3 前項各号に規定する調整所得金額とは、第七十三条第二項第十四号、第十八号及び第二十二号（一般寄附金の損金算入限度額）に掲げる規定並びに法第四百二十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により準じて計算する法第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第三十七条（寄附金の損金不算入）、第五十七条（欠損金の繰越し）、第五十九条（会社更生等により債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）、第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）並びに第六十二条の五第二項及び第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定、法第四百二十二条の二の二（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）、第四百四十二条の六（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）及び第四百四十二条の六の二（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の損金不算入）の規定並びに租税特別措置法第六十六条の四第三項（国外関連者との取引に係る課税の特例）及び第六十六条の四の三第三項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）の規定を適用しないで計算した場合における法第四百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額に外国法人税の額（損金経理をしたものに限る。）を加算した金額をいう。

4 5 同 上

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

—